
第1節 クリミナルジャスティス教育推進上の諸課題

日本大学危機管理学部 教授 金山 泰介

I はじめに

米国では、20世紀半ばには確立された大学等高等教育機関（higher education）における法執行官及び法執行官志望者等に対する犯罪対策、各種法執行等に関する教育プログラム（以下「クリミナルジャスティス教育」という。）は、我が国ではまだ緒に就いたばかりである。後述のとおり2016年開設された日本大学危機管理学部のパブリックセキュリティ領域が、我が国の大学における最初の包括的なクリミナルジャスティス教育プログラムだからである。この危機管理学部パブリックセキュリティ領域第1期生は、14人が警察官（皇宮護衛官を含む。以下同じ）採用試験に合格し、他の領域の者も含めると、警察官採用試験に合格した危機管理学部第1期生は32人である。（令和2年2月末現在）

本稿では、今後我が国におけるクリミナルジャスティス教育の発展を図るに当たって課題について検討を行うものである。

II クリミナルジャスティス教育の発展と我が国の現状

1 米国におけるクリミナルジャスティス教育発展の経緯¹

米国のクリミナルジャスティス教育の淵源は、1883年のシカゴ大学社会学部の創設や1900年初頭複数の法学部に置かれた犯罪学の講座に求めることができる²。その後の発展の契機となったのは、二つの大統領委員会である。

一つ目は、フーバー大統領が1929年に禁酒法等法執行を巡る諸課題のために設置した、National Commission on Law Observance and Enforcement³で、その報告⁴の中に警察官等法執行機関員の能力向上及び処遇改善等が盛り込まれていた。この報告書の作成に関したシカゴ大学政治学部教授（カリフォルニア州バークレイ市警察本部長）August Vollmer⁵は、1916年にカリフォルニア大学バークレイ校で警察官のための犯罪学等の夏季講座を開設し、自らも教鞭を取っていた。この夏季講座は、物理学、化学、生物学、毒物学、犯罪心理学、犯罪学、公衆衛生、警察手法と手続き及びVollmerが講じる警察組織及び行政からなっていた。ちなみに、クリミナルジャスティスの学会であるAcademy of Criminal Justice Sciences: ACJSは、1916年をクリミナルジャスティス教育が誕生した年としている⁶。Vollmerは、1932年に警察を退官し、同校教授となり警察活動（Policing）に関する複数の講座を担当することとなった。

二つ目の大統領委員会は、1965年に犯罪の急増に伴い法執行機関の改善を図るためジョ

ンソン大統領が設置した President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice⁷ である。同委員会の報告 (Katzenbach レポート) には、「全国警察は最終的には、総合的法執行権限を有する職員全てが学士号 (Baccalaureate Degree) を保持するようすべきである。⁸」との項目が盛り込まれた。

この報告を受け 1968 年に制定された Omnibus Crime Control and Safe Streets Act により、翌年司法省に法執行支援局 (Law Enforcement Assistance Administration : LEAA) が設置された。LEAA は、法執行教育計画 (Law Enforcement Education Program : LEEP⁹) を策定し、法執行職員への奨学金の支給や、大学に対してはクリミナルジャスティス教育体制の整備等の補助を行った。その結果 1965 年には、全米の大学等に 95 のクリミナルジャスティス課程が存在するにすぎなかったが、1975 年には 1348 課程まで急増した¹⁰。1982 年に LEAA 及び LEEP は廃止されたが、クリミナルジャスティス教育は発展を続け、現在では 3000 課程を越えるといわれている¹¹。

こうした政府の対策により量的に大発展を遂げた米国のクリミナルジャスティス教育であったが、その内容も発展、拡大してきた。Vollmer は 1941 年、近い研究者とともに National Association of College Police Training Officials を設立し、自ら名誉会長の座につき会長には、カリフォルニア大学で Vollemer の後任となった O.W. Willson が選出された。1948 年には、名称を Society for the Advancement of Criminology : SAC と改められたが、その活動の中心は、大学における警察官の教育訓練であった。1955 年の Vollemer の死去後、学会は変化を始めた。すなわち、警察学を中心とした SAC を、社会学を中心に据えたものに変化させようとする動きである。その過程で、学会の名称も 1957 年に American Society of Criminology : ASC に改められ、Vollemer と考え方が近い学会メンバーは ASC から離れていった¹²。1963 年、ASC から離れた実務研究者を中心に International Association of Police Professionals : IAPC が、設立された。IAPC は、Katzenbach レポートが、警察だけではなく、刑事裁判、矯正も含む幅広い犯罪対策を打ち出したことに対応するため、1970 年その名称を Academy of Criminal Justice Sciences に改めた。ACJS は、その活動の中心であるクリミナルジャスティス教育の質向上のため、1998 年 Minimum Standards for Criminal Justice Education-Guidelines for College and university-Level Program を採択し、2005 年にはクリミナルジャスティス教育の認証基準である Certification Standards for Academic Programs を制定し、10 校以上の大学が認証を受けている。

このように、米国のクリミナルジャスティス教育は、当初警察官を主な対象として始まったものであるが、次第に犯罪者の矯正に関する職務に携わる法執行職員、警察官以外の法執行官等にも対象を広げ、その内容も警察行政、矯正、法学、社会学、精神医学を含む学際的プログラムへと発展したのである¹³。

2 我が国におけるクリミナルジャスティス教育

我が国におけるクリミナルジャスティス教育の嚆矢は、冒頭述べたとおり、2016年の日本大学危機管理学部の開設であるが、その内容に関わる学術分野は従前より存在していた。犯罪学、犯罪社会学及び刑事政策である。現在は各分野ともその調査研究対象の範囲を拡げてきているが、当初は犯罪学及び犯罪社会学は犯罪の原因を、刑事政策は行刑及び矯正を、それぞれその研究の中心においており、米国とは異なり犯罪の予防、検挙等を含む警察法執行について正面から取り組むものではなかった。その理由は複数挙げ得るが、最大のもは、日本警察は米国と比べて質量ともに充実した内部の教育訓練体制を保持していたことである。警察学校における採用時教養¹⁴、管区警察学校での巡查部長及び警部補への昇任時教養並びに警察大学校における警部昇任時教養等を合わせると、時代により長短はあるが最長2年前後に上る教育訓練が様々なレベルで行われて来ている。その結果、基本法学分野等においては、大学教員を講師に委託するなど支援を受けながらも、基本的には警察官の教育訓練は警察組織内部で完結していたのである。したがって、警察官等の教育訓練に関しては、我が国における警察と大学等高等教育機関との関係は、米国と比べて疎遠なものであったといえる。

また、警察官コース等として警察官志望者用プログラムを提供する大学はかねてより存在しているが¹⁵、採用試験合格を目指すためのカリキュラムが中心であった。

平成に入り社会情勢の激変に伴う従来にない治安情勢の変化に的確に対応するためには、警察内外において広く調査研究を実施し、変化の著しい社会事象や個人或いは集団の意識、行動様式等を治安の面から総合的に分析し、個々の犯罪対策ではなく、警察としての総体的な法執行、警察行政の在り方等を研究すること、そういった社会事象等から生じ得る治安かく乱要因とその対策を研究することを目的に1996年警察政策研究センターが警察大学校の附置機関として設置された¹⁶。同センターでは、警察と学術界との交流拠点となるべく、1998年の東京都立大学の刑事学講座設置を皮切りに、警察実務家が複数の大学、公共政策大学院等に出講するなど、次第に学術界との関係を強化していった。また1998年、社会の安全に関する、学際的・国際的な研究・交流の推進を目的に警察政策学会が設立され、初代会長に成田頼明東京大学名誉教授が選出された。

こうした中、クリミナルジャスティスを社会安全学と名づけ¹⁷我が国に紹介してきた渥美東洋中央大学教授と警察政策研究センターとの協力で2012年中央大学総合政策学部に「社会安全政策論」の講座が開設されたのである。これが、我が国におけるクリミナルジャスティスについての最初の概論的講座であるといえる。

このように警察と学術界との関係が深まるにつれ、2006年に早稲田大学社会安全政策研究所¹⁸が、2013年に京都産業大学社会安全・警察研究所¹⁹が、2018年に慶應義塾大学SFC研究所社会安全政策・警察学ラボ²⁰がそれぞれ設置されるなど、クリミナルジャスティスの研究活動も活発化したのである。

一方で、東日本大震災を経て危機管理に対する社会の関心が高まる中、2016年に日本大

学危機管理学部が開設されたのである。同学部には、危機管理を学ぶに当たり4つの領域、が設けられているが、その中のパブリックセキュリティ領域は、主に犯罪や事故等の危機に対処する組織の構成員すなわち法執行機関の職員を志望する者を主に対象とする我が国最初の包括的なクリミナルジャスティス教育プログラムなのである。

Ⅲ 今後の課題

1 クリミナルジャスティス教育プログラムの充実強化

日本大学危機管理学部には、危機管理を学ぶに当たり4つの領域、災害マネジメント、パブリックセキュリティ、グローバルセキュリティ及び情報セキュリティが設けられ、それぞれ専門的カリキュラムが編成されている。その中のパブリックセキュリティ領域では、主に犯罪や事故等の危機に対処する法制度、政策の企画立案及びその執行等について実務教員を複数配置して図表のとおり科目を置いている。

図表1は、日本大学危機管理学部パブリックセキュリティ領域に置かれている科目とACJS認証基準(Certification Standards for College/University Criminal Justice/Criminology Baccalaureate Degree Programs)²¹との比較であるが、科目編成を見る限り概ね認証基準をカバーしている。

図表 ACJS 認証基準及び日本大学危機管理学部配置科目の比較

ACJS クリミナルジャスティス学部課程認証基準		日本大学危機管理学部科目
科目	内容	
刑事司法 行政	刑事司法制度、主な社会統制制度・政策、犯罪被害者学、少年非行、比較刑事司法	社会安全政策論*、社会安全と法、セキュリティ論*、運輸保安*、海上保安学、入管法・税関*
矯正	歴史、理論、法制度、施設内外の処遇、ディバージョン、加害者対策	刑事政策*、刑事司法手続Ⅱ*
犯罪理論	犯罪原因論、犯罪分類、加害者と被害者	犯罪心理学*、刑事政策*、社会安全政策論*
刑事裁判	刑法、刑事訴訟手続、起訴、弁護、公判手続、判決	犯罪と法ⅠⅡ(刑法)、刑事司法手続ⅠⅡ*
法執行	歴史、理論、法と実務、警察制度、裁量、法執行機関のサブカルチャー	警察制度*、警察政策*、犯罪捜査*、テロ対策論*、デジタルフォレンジックス*、インテリジェンス論ⅠⅡ*
調査・分析手法	刑事司法を分析するための定量(統計)的及び定性的手法	統計学ⅠⅡ、社会調査法、ゼミナール、危機管理特殊研究*

教育の内容も * 印を付した科目は警察、検察、出入国管理等の豊富な実務経験を有する教員が担当する実務に即したものとなっている。今後卒業生からのフィードバック等によりさらに充実させる予定である。

また、学位認定に必要な専門科目の単位数であるが、クリミナルジャスティスの専門大学であるニューヨーク市立大学ジョンジェイ校では卒業に必要な 120 単位 (credit²²) 中 78 単位としており、日本大学危機管理学部では、ゼミを除いても卒業に必要な 124 単位中 84 単位であるので、量的にも十分な専門教育の時間を確保しており、我が国最初の包括的なクリミナルジャスティス教育プログラムと言っても過言ではなかろう。

2 クリミナルジャスティス教育の普及

米国では、連邦政府が大学等に補助金を支給することでクリミナルジャスティス教育が飛躍的に普及したのであるが、現在の我が国においてはそのような政策がとられるような状況にはないといえる。したがって、警察官等法執行機関志望者がクリミナルジャスティス教育を受けることが就職に有利であることが一般的に認識され、クリミナルジャスティス教育志望者が増加していく、すなわち、学生のニーズが高まることによってクリミナルジャスティス教育を提供する大学が増加するという経済原理に期待することになる。これを促進するためには、本学部出身の警察官等法執行機関職員が、それぞれの組織で実績を挙げ、高い評価を得ることが必要である。

こうした実績や評価を測定するには、中長期的には昇任の状況等をみる必要があるが、短期的には採用時教育訓練、例えば警察学校初任科における成績で評価することができると考えられる。すなわち、警察学校初任科は、「新たに巡査又は皇宮巡査に採用された警察官等にその職務の執行に遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させる²³」ことを目的としており、警察学校での成績は、大学における教育内容が法執行機関の行う採用時教育訓練の目標到達に資するものであったかどうかを示すと考えられるからである。

IV むすびに

我が国におけるクリミナルジャスティス教育はまだ緒についてばかりであるが、既に採用試験対策が中心ではあるとしても警察官志望者を対象とするプログラムを提供する大学は一定数存在すること、検察実務家の教員採用は法科大学院設立で大幅に進んだこと²⁴に加えて警察実務家の教員採用も増加している²⁵ことから、クリミナルジャスティス教育の普及は徐々に進んでいくものと考えられる。

クリミナルジャスティス教育の普及が進めば、新規採用者の一定数がその法執行実務に対する知識技能を保有するのであるから、採用側にとっても必要に応じて採用時教育訓練の高度化又は短縮等の措置をとるなどのメリットが生まれることになる。その場合、専門的な採用試験区分を設け、志望者が必要な知識技能を保有しているかについて評価する必

要があるのはいうまでもない。こうしたクリミナルジャスティス教育プログラム履修者用の試験区分が設けられれば、それによってさらにクリミナルジャスティス教育の普及が促進されることになると見込まれるのである。

◆さらに学ぶための参考文献

- ・ Oliver, M. W et al. The History of the Academy of Criminal Justice Sciences (ACJS): Celebrating 50 years, 1963-2013 Academy of Criminal Justice Sciences(2013)
- ・ 渥美東洋「警察政策研究センター設立 15 周年を迎えて－今後の警察政策研究センターへの期待－」警察政策研究第 16 号 (2011)
- ・ 中野目善則「警察官志望者に対する大学教育のあり方について」警察政策 12 巻 79 - 106 頁 (2010)
- ・ 朴元奎「アメリカにおける犯罪学教育の生成と発展」犯罪学雑誌 81 巻 6 号 163 - 173 頁 (2015)

【引用文献】

ACJS Certification Standards for Academic Programs

<http://www.acjs.org/page/Certification> (2019 年 8 月 25 日参照)

Hale, Donna C, Criminal Justice Education: Traditions in Transition, Justice Quarterly, vol.5, No.3 (1998)

Finckenauer, James O. The Quest for Quality in Criminal Justice Education, Justice Quarterly, vol.22, No.4 (2005)

Oliver, M. W et al. The History of the Academy of Criminal Justice Sciences (ACJS): Celebrating 50 years, 1963-2013 Academy of Criminal Justice Sciences(2013)

中野目善則「警察官志望者に対する大学教育のあり方について」警察政策 12 巻 79 - 106 頁 (2010)

朴元奎「アメリカにおける犯罪学教育の生成と発展」犯罪学雑誌 81 巻 6 号 163 - 173 頁 (2015)

¹ Oliver pp3-25

² Finckenauer p413, Hale p387

³ 元司法長官の George W. Wickersham 委員長の名を取り、Wickersham 委員会と呼ばれ、1931 年までに 14 の報告書を作成提出した。

⁴ National Commission on Law Observance and Enforcement *Report on the Police* National Commission on Law Observance and Enforcement (1971)

⁵ 1876 年、ニューオーリンズでドイツ系移民の子として誕生。カリフォルニア州バークレイに移った後、兵役、郵便局員等を経て 1905 年バークレイの保安官 (Town Marshal) に選出され

た。1909年にバークレイに市制が敷かれた後も、1932年まで警察本部長を務めた。その間、1929年から31年まではシカゴ大学政治学部で警察学（Police Science）の教授を務め、ウィッカーシャム委員会で警察関係の報告作成に携わった。1932年にカルフォルニア大学バークレイ校の教授となり、1937年に退職したが、その間多くの警察実務研究者を育成した。1941年には後の American Society of Criminology 及び Academy of Criminal Justice Science の前身となる National Association of College Police Training Officials を設立した。

⁶ Oliver p9

⁷ 司法長官 Nicholas deBelleville Katzenbach を委員長に当時の米国の刑事司法について幅広く調査し、1967年1月、The Challenge of Crime in Free Society の名称で報告書を提出した。

⁸ *The Challenge of Crime in a Free Society-A Report By the President's Commission on law Enforcement* p109 United States Government Printing Office (1967)

⁹ Law Enforcement Education Program Manual 1969 <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uiug.30112068156535&view=1up&seq=3> (2019年8月25日参照)

¹⁰ 朴 166 頁 この数は、短大（community college）及び大学院を含んだもの。Oliver は、学士レベルでは、1967年の39が1977年には376に増加したとしている。

¹¹ 朴 165-6 頁

¹² Oliver p13

¹³ 注 7 参照

¹⁴ 警察では、警察関係の教育訓練のことを教養と呼んでいる。

¹⁵ 中野目 81 頁

¹⁶ 警察政策研究センター「創立 15 周年を迎えた警察政策研究センターの回顧と展望」警察政策研究第 16 号（2011）14 頁

¹⁷ 渥美東洋「警察政策研究センター設立 15 周年を迎えて—今後の警察政策研究センターへの期待—」警察政策研究第 16 号（2011）12 頁

¹⁸ <http://www.waseda.jp/prj-wipss/> (2019年8月25日参照)

¹⁹ https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/kikou_syakai.html (2019年8月25日参照)

²⁰ <https://www.kri.sfc.keio.ac.jp/ja/lab/psl/> (2019年8月25日参照)

²¹ <https://www.acjs.org/page/ProgramStandards> (2019年8月25日参照) 翻訳は筆者。

²² 日本大学では、概ね 1 コマ（90 分）× 15 週で 1 科目 2 単位であるが、ジョンジェイ校では 2 コマ（75 分）× 15 週で 1 科目 3 単位としている。したがって、米国の方が 1 単位当たりの授業時間は、75 分長い。<http://www.jjay.cuny.edu/degree-requirements-1> (2019年8月25日参照)

²³ 平成 13 年 3 月 16 日警察庁長官訓令警察教養細則第 5 条

²⁴ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年 5 月 9 日法律第 40 号）が制定され、政策的に進められた。

²⁵ 日本大学危機管理学部のほかに、慶應義塾大学、京都産業大学、中央大学、環太平洋大学、千葉科学大学、日本文化大学、関東学園大学、仙台大学（以上学部）、明治大学（大学院）等で警察実務経験を有する専任教員が教鞭をとっている。